

社会福祉法人 友 愛 会

役員及び評議員・第三者委員・虐待防止委員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛会の役員及び評議員・第三者委員・虐待防止委員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費については、実費を支払うものとする。

4 理事会及び評議員会が、決議の省略で行った場合であっても、別表1の1日分の同様の報酬を支払うことができる。但し、同意書・確認書の提出をした場合のみとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費については、実費を支払うものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費については、実費を支払うものとする。

(第三者委員及び虐待防止委員の報酬等)

第6条 第三者委員及び虐待防止委員の各委員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員・第三者委員・虐待防止委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する理事長以外の役員は、この規程を適用しない。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けておこなうものとする。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関する必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

《 附 則 》

この規程は平成14年4月1日から施行する。

平成25年4月1日 改 正

平成27年4月1日 改 正

平成29年4月1日 改 正

平成29年6月1日 改 正

平成30年4月1日 改 正

平成31年1月1日 改 正

令和 2年7月1日 改 正

令和 3年7月1日 改 正

別表1 (日額)

名 称	報 酬 額	実 費 弁 償 費
理事会出席報酬等	10,000 円	友愛会職員給与規程による
評議員会出席報酬等	10,000 円	友愛会職員給与規程による

別表2 (日額)

名 称	報 酬 額	実 費 弁 償 費
理事長業務報酬等	2,500 円	友愛会職員給与規程による
理事・監事及び評議員業務報酬等	2,200 円	友愛会職員給与規程による
監事監査指導報酬等	20,000 円	友愛会職員給与規程による
第三者委員及び虐待防止委員報酬等	20,000 円	友愛会職員給与規程による

別表3 (日額)

役員及び評議員の旅費等	友愛会旅費規程による
-------------	------------